

■平戸市高齢者世帯等省エネエアコン導入支援事業補助金 Q&A (令和8年10月1日以降適用)

No.	区分	質問内容	回 答
1	事業概要	どのような制度ですか。	・国が進める物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、市内の事業者から温室効果ガスの排出量削減に資するエネルギー効率の高いエアコンを購入する高齢者世帯等に対し、設置費用を含む経費の一部を支援するものです。 ・本事業を通じて、家庭におけるエネルギー費用負担軽減、気候変動の影響による高齢者の熱中症対策、市内の消費の下支えを行うとともに、2020年から進めております「ゼロカーボンシティひらど」の実現を目指すものです。
2	対象者	対象者の主な条件は。	・平戸市内に住所を有し、本市の住民基本台帳に記録され、対象となる製品を市内の自宅に設置する以下の世帯の方が対象です。 ・①65歳（令和9年3月末時点）以上のみで構成されている世帯、または、②65歳以上の方に加え以下の65歳未満の方のみで構成されている世帯 ・身体障害者手帳1級・2級 ・療育手帳A ・精神障害者保健福祉手帳1級 ・要介護認定（要介護1～5）
3	対象者	同一世帯につき、複数回または対象エアコン2基以上申請できますか。	・できません。同一世帯につき、補助対象エアコン1基までとなります。 過去に同補助金を受けた場合も同様です。
4	対象者	平戸市引っ越してきました。住民登録前の購入は対象ですか。	・対象となりません。
5	対象者	店舗併用住宅に住んでいます。申請できますか。	・住宅部分への設置は対象となりますが、店舗部分への設置は対象外です。 なお、法人名義で購入された場合についても対象外となります。
6	対象者	二世帯住宅に住んでいる場合、申請できますか。	・二世帯住宅など同じ住所に居住されている場合でも、住民登録上、世帯分離されており、対象者の要件を満たしていれば、申請できます。
7	対象者	購入者以外が申請することはできますか。	・申請できません。
8	対象者	身体障害者等については、いつの時点で認定される必要がありますか。	・申請があった日に認定されている必要があります。
9	対象製品	対象となる省エネエアコンの主な条件は？	・令和8年4月1日（水）以降、事業実施期間中に以下の対象エアコンを平戸市内の店舗等で購入・設置したものであること。（中古品は除く。） ・対象エアコン 省エネルギーラベルの省エネルギー基準達成率が2027年度基準で100%以上
10	対象製品	省エネ基準達成率はどこに記載されていますか。	・対象家電は製品に貼られている省エネラベルのほか、省エネ型製品情報サイト（ https://seihinjyoho.go.jp/ ）で確認ができます。
11	対象製品	中古品やリース品は対象ですか。	・対象となりません。新品（未使用品）を条件としています。 ・リースその他申請者に所有権がないものも対象外となります。
12	対象製品	事務所に設置する場合は、対象になりますか。	・対象になりません。申請者の自宅に設置するエアコンが対象となります。
13	対象製品	設置する住宅が自己の所有でない場合は、対象になりますか。	・申請の際に、住宅の所有者からの設置に関する承諾書（No.31参照）を提出していただければ、対象となります。
14	対象製品	申請者の住所と設置場所の住所が異なっても対象になりますか。	・申請者が自宅で使用することを前提とした制度ですので、申請者の住所と設置場所の住所が異なる場合は、対象外となります。
15	対象経費	対象経費は何ですか。	・新品（未使用品）の対象エアコンにかかる購入・設置費用（リサイクル料金を含む。）のみが対象です。 - 製品の配送料や販売店舗等による延長保証料は対象外となります。
16	対象経費	買い換えだけではなく、新たに購入した製品についても対象ですか。	・対象になります。
17	対象経費	市外の店舗で購入した製品も対象になりますか。	・対象になりません。市内の店舗または事業者から購入したものが対象となります。
18	対象経費	購入時に使用したクーポンやポイントは購入・設置費用に含まれますか。	・本体購入・設置費用に対して、値引きまたはクーポン、ポイント等を使用したことが領収書等（レシートも可）で判断できる場合は、引かれた金額を本体購入・設置費用とします。
19	対象経費	購入に伴い発行されるポイントは購入費用から減額されますか。	・購入・設置費用からは減額しません。本体購入・設置費用の実支出額で判断します。 ・支払金額に応じて発行されるポイントや、クレジットカード会社等が実施する請求額の減額等については考慮しません。

No.	区分	質問内容	回 答
20	対象経費	クレジットカードや電子マネー決済などで支払った場合、対象となりますか。	・対象になります。 ・ただし、領収書等が必要となります。領収書等の発行については、購入の際に販売店舗等にお尋ねください。
21	補助金額	補助金額はいくらですか。	・対象経費（No.15参照）に2分の1を乗じて得た額（千円未満切捨て）で、上限10万円となります。
22	対象店舗	店舗または事業者の条件はなんですか。	・対象となるのは、平戸市内に所在する店舗または事業者です。 ・領収書等に記載される店舗または事業者の所在が平戸市内であり、領収書等の必要書類を発行できることが条件です。
23	対象店舗	インターネット経由での購入は対象ですか。	・対象になりません。
24	対象期間	いつからの購入が対象ですか。	・令和8年4月1日（水）からの購入が対象です。
25	対象期間	申請受付開始はいつからですか。	・令和8年10月1日（木）から申請可能です。
26	対象期間	申請できるのはどの時点からですか。	・購入し、対象エアコンの取付けが完了した時点から申請が可能です。 ・対象エアコンの取付工事がされる前の申請はできません。
27	対象期間	この事業はいつまでやっていますか。	・令和9年2月26日（金）まで受付する予定ですが、受付期間内でも申込みが予算上限に達した時点で受付を終了します。
28	対象期間	購入対象期間前に契約をした場合はどうなりますか。	・領収書等の日付を購入日とします。 購入日が購入対象期間内であれば対象となります。
29	手続き	どこに申請すればよいですか。	・市役所本庁1階の市民課の窓口（①番）または支所・出張所の窓口で受付します。 開庁時間（平日8時30分～17時）内をお願いいたします。
30	手続き	申請に不備があった場合はどうなりますか。	・不備があった場合は、受付できません。
31	手続き	必要書類は何ですか。	・以下の書類を提出していただく必要があります。 ①交付申請書兼請求書（様式第1号） ※記入の際は、市ホームページ掲載の記入例をご参照ください。 ②暴力団排除に係る誓約書（様式第2号） ③領収書等の写し ※申請者が平戸市内の店舗または事業者から対象エアコンを購入したことが証明できるもので、購入した製品名や支払金額の内訳が記載されたもの。（領収書だけでは支払金額の内訳等の情報が不足する場合は、見積書等の写しも提出していただきます。） ④保証書の写し（製品製造者（メーカー）発行のもの） ※購入した製品の型番号や製造番号が確認できるもの。 ⑤設置前・設置後が確認できる写真 ※設置後の写真には、製品本体のラベル（銘板部分）の写真も添付してください。 ⑥同一世帯に65歳未満の以下の方がいる場合は、当該者が交付又は認定を受けていることを証明する手帳等の写し ・身体障害者手帳1級・2級 ・療育手帳A ・精神障害者保健福祉手帳1級 ・要介護認定（1～5） ⑦申請者の市税等に滞納がないことを証明する書類（完納証明書） ※原本 ⑧住宅の所有者からの設置に関する承諾書 ※設置する住宅が自己の所有物でない場合に限る。 ※市ホームページ掲載の様式をご利用ください。
32	手続き	「領収書等」を捨ててしまいました。購入店舗等で、またもらえるでしょうか。	・購入店舗等にお問合せください。